

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

さいたま市長 清水勇人

市町村名 (市町村コード)	さいたま市 (11100)	
地域名 (地域内農業集落名)	さいたま中央地区 (見沼区膝子、緑区上野田、緑区高畑、岩槻区横根、岩槻区笹久保新田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月17日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

米に取り組む個別経営体が、経営規模拡大による経営の安定化を目指しているが、小区画で分散した農地生産基盤の整備が不十分のため、現状ではこれ以上の規模拡大ができない状況にある。
また、排水性が悪く高収益作物の生産拡大が困難となっている。生産効率が高まれば規模拡大を志向する農家もいるが、多くの小規模農家は、生産効率が低く、将来離農を考慮しており、農業従事者の高齢化が懸念されている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

令和2～9年に実施する農業競争力強化農地整備事業により、区画拡大と暗渠排水の整備を行い、ほ場条件を整備していくとともに、営農意欲のある若い人材を育成し、中心経営体に農地集積を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	121.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	121.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
令和2～9年に実施する農業競争力強化農地整備事業により、区画拡大と暗渠排水の整備を行い、ほ場条件を整備していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
さいたま農林振興センター・JA・市等関係機関が一体となり、新規就農希望者等の育成・支援を強力に進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
—

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ②農薬や肥料などの資材価格高騰を受け、資材の使用量低減に関する技術・情報の収集、周知を行う。
- ③担い手が減少していく中で耕作面積を維持するため、スマート農業の活用を検討する。
- ⑦多面的機能支払交付金事業を活用し、適切な農地の維持管理を行う。